

メディカルケアステーション(MCS)における医療介護従事者の定義

制定:2024年4月1日
更新: 2026年7月23日
株式会社コラボスクエア
代表取締役社長 安藤 井達

第1条(総則)

1. 本稿は、当社が提供するメディカルケアステーション(以下、「MCS」という)において、医療介護従事者としてアカウント利用を認める対象者について定義(以下、「本定義」という)する。
2. 本定義は、株式会社コラボスクエア(以下、「当社」という)が、MCSの利用対象者として認める医療介護従事者を明確にするために定めたものであり、当社の判断基準で定める。
3. 医療介護従事者としてMCSの利用を申し込む際には、本定義の内容について確認および同意した上で、アカウント登録を行ったとみなす。

第2条(定義)

1. 当社がMCSの利用対象者(以下、「利用対象者」という)と認める医療介護従事者は、MCSに登録する所属施設の種類のうち、当社が定めた施設項目に該当する医療・介護関連施設に所属するスタッフを指す。なお、所属施設の種類に登録することについては、MCSの利用にあたり当社が必要と定める登録情報となっている。
2. 該当団体に所属するスタッフは、医療介護関連の資格の有無に関わらず、医療介護従事者としてMCSの利用対象者とする。
3. 同一団体において複数の事業を行う場合は、本定義に該当する事業スタッフのみを利用対象者とし、該当しない事業スタッフは利用対象外とする。
4. 施設項目として定める医療・介護関連施設は、次に掲げる施設とする
 - 1) 医療法に規定された医療提供施設
 - 2) 医療法にて医療提供施設とされる「調剤を実施する薬局」について、MCSの利用対象施設として許可するのは、医師、歯科医師の発行する処方せんに基づき、保険薬剤師が行う調剤(保険調剤)業務を取り扱う保険薬局とする
 - 3) 介護保険法により規定された介護サービスを提供する施設
 - 4) 老人福祉法もしくは高齢者住まい法の要件を満たし、高齢者向けのサービスを提供する施設
 - 5) 障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法に規定された、「障害者(児)」への給付・支援を提供する施設
 - 6) 学校教育法に則り、障害のある子どもの就学先として設置される特別支援学校および特別支援学級

- 7) 登録喀痰吸引等事業者(特定行為事業者)として登録を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたスタッフによる特定行為、もしくは地研修を修了した介護福祉士によるたんの喀痰吸引等(喀痰吸引等)の業務を実施する施設
- 8) 日常生活用具給付等事業を実施する事業所のうち、障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定を受け、事業所番号を有し、かつ専門職(福祉用具専門相談員等)により利用者へ直接的な福祉用具の選定・適合・指導等のサービスを提供する事業所(※機器の製造元、輸入元、卸売業者、単なる納品・取扱事業者は除く)
- 9) 柔道整復師法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律を満たした医療類似行為提供施設
- 10) 各地域の栄養士会が設置、運営する栄養ケア・ステーションおよび日本栄養士会から認定されている施設
- 11) 都道府県や市区町村を統括する行政機関および行政機関が主体で設置する医療・介護・障害者福祉に関連した施設
- 12) 公的医療・介護・障害者福祉サービスに携わる職種を中心に構成され、医療・介護・障害者福祉に関連する活動を行う公益社団法人
- 13) 公的医療・介護・障害者福祉サービスに携わる職種を中心に構成され、医療・介護・障害者福祉に関連する活動を行う非営利法人
(自ら直接患者・利用者に対して公的医療・介護・福祉サービスもしくは公的な保健事業を提供していること ※ただし、成年後見・権利擁護・身元保証等を主たる事業とする団体は除く)
- 14) 医療関連資格を有するスタッフが、患者または利用者へ対して直接医療・介護・福祉サービスを行う施設。なお、MCSにおける医療・介護・福祉に関する定義は以下とする
 <医療サービスの定義>
 健康保持、健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーション、看取りを含む複合かつ一連の健康に関する行為を目的とした医療関連資格スタッフによるサービス
 <介護・福祉サービスの定義>
 老齢や心身障害などの原因により、日常生活を営むことに支障がある人に対する身体的・精神的・社会的な側面からの援助や、成長・発達の改善を目的とした医療関連資格スタッフによるサービス
- 15) 前号に該当する施設であっても、当社が医療介護従事者としてアカウント利用することを許可できない営利法人と判断した場合については、MCSの利用を認めないものとする。なお利用対象外とする営利法人の判断については、第7条に定めるとおりとする
- 16) その他当社が医療・介護関連施設として認めた施設

第3条(施設の種類)

1. 当社が、医療介護従事者としてMCSの利用を許可する医療・介護関連施設は、次の各項に定めたとおりとする。なお記載の施設に該当する場合であっても、当社がMCSの利用対象として許可できないと判断した場合については、MCSの利用を認めないものとする。

2. 利用対象の判断に迷う施設事例については、別紙1にて当社の判断指針を示す。

医療関連施設

病院	医科診療所	歯科診療所
助産所	保険薬局	

介護関連施設

居宅介護支援事業所 (ケアプランセンター)	訪問介護事業所 (ホームヘルプ)	訪問入浴
訪問看護ステーション	訪問リハビリテーション	夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	通所介護 (デイサービスセンター)	通所リハビリテーション (デイケアセンター)
地域密着型通所介護	療養通所介護	認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	短期入所生活介護 (ショートステイ)
短期入所療養介護 (ショートケア)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老健施設)
介護療養型医療施設	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
健康型有料老人ホーム	軽費老人ホームA型	軽費老人ホームB型
軽費老人ホームC型 (ケアハウス)	養護老人ホーム	介護医療院
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活 介護
福祉用具貸与・販売事業所	サービス付き高齢者向け住宅	

障害者(児)福祉関連施設

居宅介護(ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護
行動援護	重度障害者等包括支援	短期入所(障害者福祉)
療養介護(障害者福祉)	生活介護(障害者福祉)	施設入所支援

自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	自立訓練(機能訓練)
自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)
就労継続支援(B型)	就労定着支援	児童発達支援
医療型児童発達支援	放課後等デイサービス (障害者福祉)	居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
計画相談支援	障害児相談支援	地域移行支援
地域定着支援	特別支援学校・学級	登録喀痰吸引等事業者 (特定行為事業者)
日常生活用具給付等事業における給付・貸与事業所		

その他医療介護関連施設

接骨院・鍼灸院・マッサージ院	訪問鍼灸マッサージ	栄養ケア・ステーション
地域包括支援センター	在宅介護支援センター	保健所・保健福祉センター
地方公共団体	公益社団法人 (医療・介護・福祉関連)	一般社団法人 (医療・介護・福祉関連)
特定非営利法人 (医療・介護・福祉関連)	医療サービス提供施設	介護・福祉サービス提供施設

第4条(医療介護事業の受託における利用について)

他の医療・介護関連施設より受託した医療・介護・福祉関連サービスにMCSを利用する場合の判断は以下とする。

1. 医療・介護・福祉サービスを委託および受託する双方が本定義に該当する医療・介護関連施設であり、第2条4項に定める施設要件において、患者または利用者へ対して提供する医療・介護・福祉サービスにおいてMCSを利用することについては認めるものとする。
2. 前項に該当しない受託における医療介護従事者としてのMCS利用については認めないものとする。

第5条(フリーランスの利用について)

法人を設立せずかつ税務署等に出願届を提出せず個人で事業を営む個人事業主、いわゆるフリーランスの利用対象者としての判断について以下の項に記載する。

1. 医療・介護関連施設より、当該施設の患者もしくは利用者へ対する医療もしくは介護サービスの提供について受託を受けたフリーランスについては、当該施設の管理者からの許可を前提として、当該施設のスタッフとして登録・利用する場合については利用対象者とする。
2. 医療・介護関連施設との受託関係が終了した際には、アカウントについて退会することとする。
3. 同一人物がアカウントを複数所持することは認められないため、特定の施設スタッフとしてのみアカウントをもつこととする。
4. 受託関係の終了等でアカウントを退会した後に、新たに医療・介護関連施設との受託関係が発生した際には、受託先のスタッフとして再びアカウントを持つことを可能とする。

第6条(患者・利用者側としての利用について)

1. 本定義に該当しない施設において、当社が医療介護従事者との連携が必要と考えられる施設については、患者または利用者、もしくはその家族の同意を前提として、患者・利用者側のアカウント利用を認める。
2. 患者・利用者側のアカウント利用を認めるものは、医療介護従事者との連携に関わるスタッフに限定する。
3. 本条項が認められる事例について、別紙2にて示す。
4. その他の事例については、当社が必要と判断した場合に限り許可する。

第7条(営利法人/団体について)

以下の項に該当する法人/団体については、MCSの医療介護従事者としての利用対象として許可できない営利法人/団体と判断し、MCSの利用を認めないものとする。

1. 第3条に定めた医療・介護関連施設に記載のある施設に該当しない法人/団体。
2. 第3条に該当する施設であっても、別途以下に該当する法人/団体については利用対象外とみなす。
 - 1) 医療・介護関連施設へ対する役務提供事業を行う法人/団体(事務代行、往診代行、電話代行、医療向けIT・DX支援、求人紹介、電子カルテ等のシステム開発、送迎サービス、経営・集客支援等の業務を営む法人等の医療介護関連施設に対して役務を提供する事業者)
 - 2) 第2条4項1号から13号に定めのある施設要件において、患者へ直接提供する医療・介護・福祉関連サービス以外の用途で、医療・介護関連施設や患者もしくは利用者より対価を得るサービス・事業にMCSを利用されることが予想される法人/団体
 - 3) 医療機器・医療用具・福祉用具等の製造、輸入、販売、レンタル、保守点検等を主たる事業とする法人/団体(メーカー、卸、代理店、販売店等)
 - 4) 成年後見業務、法人後見事業、権利擁護事業、身元保証・生活支援事業等を目的または事業内容とする法人/団体(士業事務所、NPO法人、一般社団法人、社会福祉協議会等の事業部門を含む)

3. その他当社がMCSの利用目的として不適切と判断するサービス・事業において、MCSを利用もしくは利用されることが予測される法人/団体

第8条(利用対象外の法人/団体向けのアカウントについて)

1. 本定義に該当しないが、MCSの利用を希望する法人/団体向けに有償のアカウント(以下、「MCS認証法人アカウント」という)を提供する。
2. MCS認証法人アカウントを希望する法人/団体は、別途定めるMCS認証法人アカウント利用規約について確認・同意した上、申し込むものとする。
3. MCS認証法人アカウントについては、当社が許可した申し込み法人/団体に限り付与するものであり、利用の申し込みした全ての法人/団体に対してMCS認証法人アカウントの利用許可を確約するものではない。
4. 当社がMCS認証法人アカウントの利用を許可した法人/団体については、施設の種類の「MCS認証法人」とする。

第9条(協力法人)

本定義に該当しないが、当社とのプロジェクト等において契約を締結した法人については、施設の種類の「MCS協力法人」として、MCSの利用を許可する。

第10条(禁止事項)

1. 所属施設が本定義に該当しない施設関係者が、施設の種類の偽り登録し利用する行為。
2. 所属施設が本定義に該当しない施設であると認識しているのにも関わらず、MCSの利用を継続する行為。
3. 本定義に該当する施設関係者になりすまし、MCSを登録・利用する行為。
4. 本定義に該当する施設が、施設の事業に関りのないものを自らの施設関係者として登録・利用させる行為。
5. その他当社が不適切と判断する行為。

第11条(アカウント停止)

以下の各項に該当する場合には、MCSアカウントを停止することがある。

1. 当社が本定義に該当しないと認めた施設。
2. 当社が定めた期日までに正しい施設の種類の設定しない施設。
3. その他当社が医療介護従事者としてMCSを提供することが不相当と判断した場合。

第12条(定義の改定)

当社は、当社が必要と判断した場合、本定義の変更・追加・削除等を随時行うことができるものとする。

第13条(協議)

1. 本定義に該当しないが、所属施設を医療・介護関連施設と考える場合については、お問合せフォームを通じて当社へ問い合わせできるものとする。
2. 問い合わせ施設において、当社が医療・介護関連施設として認めた場合については、医療・介護関連施設としてMCSの利用を許可する。なお利用許可は、当社基準において医

療・介護関連施設として認めた場合に限り、問い合わせをすることで利用許可を確約するものではない。

3. その他本定義に定めのない事項については、当社とMCSユーザー又は登録希望者の間で誠意をもって協議し解決を図るものとする。

別紙1 利用対象の判断に迷う施設事例

施設種類	判断指針
弁護士事務所、 司法書士事務所	本定義に該当しない利用対象外の施設と判断する。 なお、成年後見人として患者・利用者の代わりに医療介護従事者と連携が必要な場合については、患者・利用者側のアカウントでの利用については認める(第6条および別紙2参照)
歯科技工所	本定義に該当しない利用対象外の施設と判断する。ただし、医療関連資格スタッフが、本定義に定める医療サービスを患者もしくは利用者に対して直接提供している場合については、MCSの利用対象施設として認める。なお、この場合の施設種別は「医療サービス提供施設」で登録するものとする
保険薬局以外の薬局 (例) ・ドラッグストア ・漢方薬局 ・零売薬局	医療関連資格スタッフが、本定義に定める医療サービスを患者もしくは利用者に対して提供している場合については、MCSの利用対象施設として認める。なお、この場合の施設種別は「医療サービス提供施設」で登録するものとする
社会福祉協議会	社会福祉法第109条に定められた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、本定義に定める介護・福祉サービスを提供する施設と判断する。なお、この場合の施設種別は「介護・福祉サービス提供施設」で登録するものとする
医療・介護・福祉関連した、 学校教育法に定められた各種 学校 (例) ・大学 ・専門学校	以下の事例に該当する場合には、「医療サービス提供施設」もしくは「介護・福祉サービス提供施設」として登録を認めるものとする ・医療介護の関連資格スタッフが、患者もしくは利用者に対して直医サービスや介護サービスを提供している場合 ・医療介護の関連資格スタッフの監督のもと、実習等研修を行う目的で所属学生が患者もしくは利用者医療サービスや介護サービスの実習等研修を行い、かつ地域の医療介護従事者と連携する必要がある場合
医療・介護・福祉関連以外の学 校教育法に定められた各種学 校 (例) ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等学校	医療・介護・福祉関連以外の学校については、原則本定義に該当しない利用対象外の施設と判断する。なお、幼児や児童への医療的ケアにおいて医療介護従事者と連携が必要な場合については、患者・利用者側のアカウントでの利用については認める(第6条参照) ※本定義第2条に定める通り、「特別支援学校および特別支援学級」もしくは「医療ケア児への特定行為のために登録特定行為事業者としての登録がある学校」については利用対象施設とする
児童福祉施設 (例) ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童養護施設	本定義第2条に定める通り、「児童福祉法において定められた障害児童支援に関わる給付に関連する施設」については利用対象の施設として定め、それ以外の施設については利用対象外とする。なお、乳幼児や児童への医療的ケアにおいて医療介護従事者と連携が必要な場合については、患者・利用者側のアカウントでの利用については認める(第6条参照)
消防署	本定義に定める医療サービスを提供する施設と判断する。なお、消防は地方公共団体が管理することから、施設種別は「地方公共団体」で登録するものとする
地方公共団体や医療機関から 委託を受けた法人/団体	委託事業が医療、介護、福祉に関連した事業であっても、本定義第2条に該当しない施設(患者もしくは利用者へ対する関連サービスではなく、医療・介護関連施設へ対する役務提供事業などを行う法人/団体)については、本定義第7条に定める営利法人/団体と判断し、MCSの利用を認めないものとする

施設種類	判断指針
医療機器・医療用具・福祉用具等の製造メーカー、卸売業者、販売代理店	本定義に該当しない利用対象外の施設(第7条第2項第3号)と判断する。自治体等の「日常生活用具取扱業者一覧」等に掲載されている場合であっても、公的介護・障害福祉サービスの指定事業者番号を有さず、機器の製造・卸・販売・納品等を主とする法人については、医療介護従事者アカウントの利用を認めない。
日常生活用具給付等事業における給付・貸与事業所	障害者総合支援法等に基づく公的指定を受け、事業者番号を有する福祉用具事業所等に限って認める。単なる機器の納品業者やメーカーの営業所等は対象外とする。

別紙2 医療介護従事者としての登録利用は認められないが、患者・利用者側のアカウントでの利用を認める施設種類

施設種類	認める事例
弁護士事務所、 司法書士事務所、 社会福祉士等の事務所、 後見事業を行うNPO・一般社 団法人	本定義に該当しない利用対象外の施設(第7条第2項第4号)と判断し、医療介護従事者としての登録・利用は認めない。 成年後見人や権利擁護者等として患者・利用者の代わりに医療介護従事者と連携が必要な場合については、医療介護従事者アカウントではなく、「患者・利用者側のアカウント」(第6条)での利用のみを認めるものとする。
学校教育法に定めがある学校 (利用対象施設に該当しない 各学校)	医療ケア児に関して医療介護従事者と連携が必要な場合、「患者・利用者側のアカウント」(第6条)での利用のみを認めるものとする。
児童福祉施設 (利用対象施設に該当しない 各施設)	医療ケア児に関して医療介護従事者と連携が必要な場合、「患者・利用者側のアカウント」(第6条)での利用のみを認めるものとする。